

国、県、市中小企業支援施策合同説明会2023

中小企業・SDGsビジネス支援事業

2023年3月13日

独立行政法人国際協力機構 中国センター Japan International Cooperation Agency (JICA)

独立行政法人国際協力機構(JICA)とは





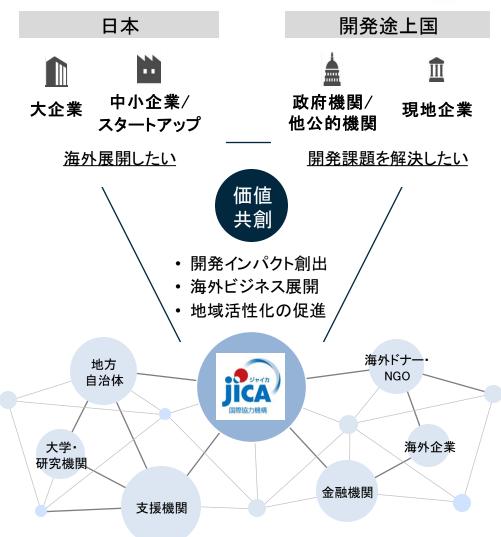
中小企業・SDGsビジネス支援事業



本事業のコンセプト

「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、開発途上国の開発課題と二一ズを理解し、その解決に資する製品/サービス・技術・ノウハウを試すことで海外ビジネスを構築する本邦民間企業等の取り組みを支援します。

JICAは、開発途上国にインパクトを生み出す ビジネスの実現に向けて、JICAが持つ各種 リソースを民間企業と共有し、多様なステーク ホルダーとのコラボレーションを促進することで 民間企業の価値共創パートナーとなることを 目指します。



背景 | 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の現況

1. 背景•目的

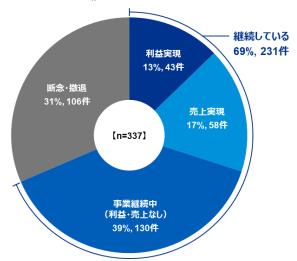


これまでの成果

今後に向けた課題

- 2010年度の開始以降、12年間で1,389件(うち中小企業 1,065件)を採択(全都道府県の企業で採択実績有り)
- 地域金融機関計56行と業務連携・協力に関する覚書を 締結(2022年3月時点)
- 本事業を終了した企業の7割がビジネス展開を継続中

事業対象国でのビジネス展開の継続状況



出典: JICA「2021年度事後モニタリング調査アンケート調査結果の分析報告書」

- 採択件数はピークの2019年度には173件であったが、 新型コロナの影響により2021年度には56件まで減少
- 利用企業からの声:
 - 契約締結に時間がかかる
 - 精算手続きの負担が大きい
 - ビジネス化に必要な知見が不足

本事業を取り巻く潮流を捉えつつ、 制度が抱える課題を克服するために、 事業のあり方をアップデートする必要性

試行的制度改編と2022年度公示スキーム (1) 試行的制度改編の背景・目的



- 開発途上国で様々な開発需要が拡大する中、各国では、開発における民間資金の動員増や、持続性・拡張性・ダイナミズムといったビジネスの強みを活かした開発課題解決への期待が益々高まっています。
- これらを受け、JICAでは、多様な製品・技術・ノウハウをお持ちの企業の皆様に、これまで以上に中小企業・SDGsビジネス支援事業をはじめとする民間連携事業をご活用いただくことで、ビジネスを通じた開発課題解決の成功例を積み上げ、拡大していきたいと考えております。
- また、ビジネス界においても、多様なニーズとビジネスチャンスが存在する開発途上国の市場・生産・イノベーション 拠点としての重要性が高まっています。近年は、SDGs・ESGを経営に取り込む動きや、インパクト投資の流れも 加速化しており、ビジネスと開発課題解決に向けた取組みの親和性がますます高まっています。
- これらを背景に、JICAでは、下記3点を主な目的として、2022年度に中小企業・SDGsビジネス支援事業の一部制度改編を試行的に実施いたします。







試行的制度改編と2022年度公示スキーム (2) 2022年度公示メニュー



NEW (【凡例】

ビジネス化支援型

調査委託型

関心•初期 情報収集

基礎情報収集• ビジネス展開仮説立案

ニーズ検証・ ソリューション検証 受容性検証・ 収益性検証

提供体制構築• オペレーション設計/改善

本格 ビジネス化

新制度

ニーズ確認調査

- ・ 基礎情報を収集し、開発途上国のニーズと 自社製品/サービスとの適合性の検証を実施
- ・ 初期的な事業計画を策定
- 期間:8か月程度

上限1,000万円+コンサルティングサービス (4人月程度)

中小・中堅企業・ スタートアップ

普及・実証・ビジネス化事業

- 技術・製品やビジネスモデルの検証・普及活動を通じ、 事業計画を策定
- 期間:1~3年程度

上限1億円/1.5億円/2億

円 (コンサルタント関連経費込)

中小·中堅企業· スタートアップ

上限5,000万円 (コンサルタント関連経費込)

大企業

新制度

ビジネス化実証事業

- ・ 製品/サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、現地パートナーを確保して ビジネスモデルを策定し、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの 構築を実施
- ・より精緻化された事業計画を策定
- ・期間:1年4か月程度

上限2,000万円+コンサルティングサービス (8人月程度)

中小·中堅企業· スタートアップ

大企業

試行的制度改編と2022年度公示スキーム (3)業務実施体制・契約形態



ビジネス化支援型

新制度

深い知見を有する)

コンサルタント

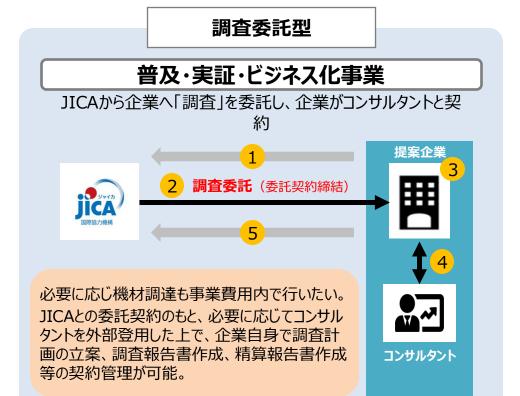
ニーズ確認調査/ビジネス化実証事業

JICAがコンサルタントと共に企業によるビジネス化を支援



JICAがあらかじめ配置したコンサルタントによる ビジネスアドバイザリ、経費支出支援を得ながら 速やかに事業を開始し、事業計画を策定した い。

- 1 予めJICAがコンサルタントを選定、契約
- 2 企業とJICAの間では、対象経費の直接のやり取りを原則発生しない負担付贈与契約を締結
- 3 JICA・コンサルタントの支援を得つつ調査計画を策定
- 4 調査に必要な主な経費はコンサルタントが支出
- 企業からの成果品:ビジネスプラン等をJICAへ提出
 コンサルタントからの成果品:支援報告書をJICAへ提出



- 企業から見積・計画提出、対象国公的機関とのミニッツ締結
- 2 JICAから企業に調査委託(委託契約を締結)
- 3 調査に必要な旅費、現地活動費等は企業が支出
- 4 企業が必要に応じてコンサルタントを手配・契約
- 5 企業からの成果品:業務完了報告書をJICAへ提出、精算

独立行政法人 国際協力機構

試行的制度改編と2022年度公示スキーム(4)ビジネス化支援型とは



今回の試行的改編で、「ビジネス化支援型」を導入します。 JICAがコンサルタントとともに、企業によるビジネス化を支援します。

NEW (ビジネス化支援型とは

企業とJICAの間では、 対象経費の直接のやりとりが 原則発生しない契約とします。 企業の主体性を重視しつつ、 JICAが予め配置したコンサルタントによるビジネスアドバイザリ、経費支出支援 を得ながら速やかに事業を実施します。

コンサルタントは 分野別に配置されます。



試行的制度改編と2022年度公示スキーム (5) 各事業と対象となる法人区分



対象となる法人区分詳細は「参考資料 法人区分チャート」をご確認ください

	ビジネス化支援型		調査委託型	
事業/区分	ニーズ確認調査	ビジネス化実証事業	普及・実証・ビジネス化事業	
			中小企業支援型	SDG s ビジネス支援型
中小企業 (スタートアップを含む)	0	0	0	
中小企業団体	0	0	0	
中堅企業	0	0	0	
みなし大企業 (スタートアップを含む)		0		0
大企業		0		0
その他本邦登記法人	0	0		0

中小企業 :中小企業(中小企業基本法 第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する企業。但しみなし大企業を除く)

中小企業団体:事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合

その他本邦登記法人: 社団法人、学校法人、財団法人、NGO、NPO等みなし大企業: 以下①~③のいずれかに該当する中小企業

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

募集要項のポイント:共通事項



	前回(2021年度第二回)公示からの主な変更点 全スキーム共通
スキーム	従来の普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型・SDGsビジネス支援型)(調査委託型)に加え、ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業を募集します(基礎調査及び案件化調査を試行的に改編)。
公示回数	2022年度以降の 公示は年 1 回 を予定しています。
対象国	エチオピア を事業対象国とします。他方、2022年度公示では ブルキナファソ が安全管理上等の理由から事業対象外となります。
提案型	渡航再開国の拡大により遠隔実施型の募集は行わず、 一般型のみの募集 とします。
応募資格 要件	対象国での持続的なビジネスの実現には、安定した経営基盤及び実証された製品・技術・ノウハウであることが重要なため、 財務要件 及び 提案製品・技術・ノウハウの国内外いずれかの販売実績 を、 応募資格とします。
併願	同内容の提案について「普及・実証・ビジネス化事業」と「ビジネス化実証事業」の併願が可能です。但し、それぞれのスキームにそれぞれ指定の企画書の形式でご応募いただく必要があり、また、どちらか一方のスキームでの採択となります。(採択されるスキームはJICAが判断させて頂きます) ※それぞれのスキームで事前登録を行った上で、応募(本登録)する必要がありますので、ご留意ください。
応募勧奨 分野・課題	・途上国発イノベーションの募集は行いませんが、スタートアップに該当する場合、応募資格要件を緩和します。また、グローバル・アジェンダ <mark>(次頁参照)</mark> と親和性の高い案件やジェンダー平等達成への 貢献、女性・女児のエンパワーメントに資する提案を勧奨します。



ニーズ確認調査



開発途上国の課題解決への意思を持つ企業からご提案を広く募集し、顧客二一ズ、及び顧客二一ズと製品/サービスとの適合性に関する初期仮説の検証、初期的な事業計画の策定を支援します。

	ニーズ確認調査
目的	開発途上国のビジネス展開に関する初期仮説に基づき、顧客ニーズの検証、顧客ニーズと製品/サービスとの適合性の 検証を実施した上で、初期的な事業計画を策定する
対象企業	初期仮説検討済で、顧客ニーズ及び製品/サービスのニーズとの適合性を確認したい企業
参加資格	 中小企業(スタートアップ企業(※)含む)、中堅企業であること (※)スタートアップ企業:創業10年程度以下であること、未上場であること、革新的な事業活動を行っていること 次の財務要件に該当しないこと ()当期純利益が過去3期連続マイナス、②債務超過、③年商の3年平均が2,000万円を下回る (※)スタートアップ企業に該当する場合は、上記①及び③の要件は免除 提案製品/サービスについて、国内外での販売実績があること (※)スタートアップ企業に該当する場合は、提案製品/サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績がある、または提案製品/サービスの実証段階を終えていれば、応募可。
対象分野・国	全分野・原則としてJICA在外事務所などの所在国(対象国は複数国も可)
調査期間	8か月程度
調査経費・ 負担経費	上限1,000万円+コンサルティングサービス(4人月程度) 旅費(航空券、日当、宿泊)、現地活動費(車輛借上費、現地傭人費、再委託費等) 地域金融機関連携は、上限の枠外にて旅費を計上可能



ニーズ確認調査|提案企業の実施内容



提案要件	展開したい製品/サービスのアイデアがある
企画書内容(※)	①企業としての体制・方針、②想定顧客・ニーズ・市場規模、③ビジネスの構想、④実施計画、⑤課題への貢献可能性
主な実施項目	以下の項目の実施主体を企業とし、JICA/コンサルタントが支援 ・ 対象国(複数か国も可)、ターゲット顧客、顧客が直面する問題/ニーズ、提供価値の仮説構築 ・ 市場規模、競合動向、開発課題、規制、途上国政府機関の調達プロセス等の情報収集 ・ 顧客候補リスト作成、初期的なニーズ・ソリューション検証、製品/サービス概要設定(価格帯含む) ・ ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き(ロジックモデル)の仮説構築
目指す姿	 製品/サービスについて、ニーズ・製品/サービスの適合性が確認される(価格帯含む) ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書きが可視化されることで、当該企業の経営戦略・ビジョンや当該事業の意義・位置付けが明確化される
企業による成果物	 初期的な事業計画書(v1.0) ターゲット顧客・ニーズ 製品/サービス概要 競合動向・競争優位性 自社戦略における本事業の位置付け フィージビリティ(技術/運営/規制等の実現可能性) 市場規模・推移・想定ビジネス規模 将来的なビジネス展開、ロードマップ ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き(ロジックモデル)(該当するSDGs含む)

(※)後段の「審査のポイント | ニーズ確認調査」を合わせてご参照



ビジネス化実証事業



開発途上国の課題解決の高い可能性と意思を有する企業からご提案を募集し、提案製品/サービスの受容性 検証と事業計画の精度向上を支援します。

	ビジネス化実証事業
目的	開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの開始に向けて、製品/サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、製品・サービス提供体制構築及び収益性確保に目途を立たせ、事業計画の精度を高める
対象企業	対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対する顧客ニーズを確認済みの企業
参加資格	 中小企業(スタートアップ企業(※)含む)、中堅企業、大企業等であること (※)スタートアップ企業:創業10年程度以下であること、未上場であること、革新的な事業活動を行っていること 次の財務要件に該当しないこと: ①当期純利益が過去3期連続マイナス、②直近の貸借対照表で債務超過、③年商の3年平均が3,000万円を下回る (※)スタートアップ企業に該当する場合は、①及び③の要件は免除 提案製品/サービスについて、国内外での販売実績があること (※)スタートアップ企業に該当する場合は、提案製品/サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績があれば、応募可。
対象分野·国	全分野・原則としてJICA在外事務所などの所在国(対象国は原則1か国)
調査期間	1年4か月程度
調査経費• 負担経費	上限2,000万円+コンサルティングサービス(8人月程度) 旅費(航空券、日当、宿泊)、現地活動費(車輛借上費、現地傭人費、再委託費等)、機材輸送費、本邦受入活動費 地域金融機関連携は、上限の枠外にて旅費を計上可能



ビジネス化実証事業|提案企業の実施内容



提案要件	対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている
企画書内容(※)	①企業としての体制・方針、②想定顧客・ニーズ・市場規模、③ビジネスの構想、④実施計画、⑤課題への貢献可能性
主な実施項目	以下の項目の実施主体を企業とし、JICA/コンサルタントが支援 ・ 製品/サービス概要設定(価格帯含む)の見直し、顧客体験の定義 ・ 市場規模等の情報収集(「ニーズ確認調査」で実施する内容より詳細なもの) ・ 顧客候補リスト更新、ニーズ・ソリューション検証(「ニーズ確認調査」で実施する内容より詳細なもの) ・ 現地パートナー企業候補リスト作成、提携条件交渉 ・ (必要に応じて)ミニッツ締結 ・ ベータ版を用いた受容性検証、テストマーケティング等による収益性検証、運用改善 ・ ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き(ロジックモデル)の仮説構築
目指す姿	 初期顧客の獲得、サービス提供体制の基礎構築ができ、収益を確保できる見込みが立つ ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書きが可視化されることで、当該企業の経営戦略・ビジョンや当該事業の意義・位置付けが明確化される
企業による成果物	 より精緻化された事業計画書(v2.0~) ターゲット顧客・ニーズ 製品/サービス概要 競合動向・競争優位性 自社戦略における本事業の位置付け フィージビリティ(技術・運営・規制等の実現可能性) 業界構造(サプライヤー・チャネル等)、ビジネスモデル(座組み・パートナーシップ・交換価値等) 市場規模・推移・想定ビジネス規模 販売・マーケティング計画・要員計画・収支計画、必要となる予算、撤退基準・リスク 将来的なビジネス展開、ロードマップ ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き(ロジックモデル)(該当するSDGs含む)、ループ図(社会課題が発生する構造的な要因や相互関係を表した循環図)、インパクトKPI(インパクトを計測する成果指標)

(※)後段の「審査のポイント | ビジネス化実証事業」を合わせてご参照



普及・実証・ビジネス化事業



提案技術・製品に対する顧客の受容性の検証に加え、収益性の検証等を通じたビジネス化を支援します。 ※JICAが配置するコンサルタントの支援対象外

	普及・実証・ビジネス化事業
目的	途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの 検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援する
対象企業	顧客ニーズ及び製品/サービスのニーズとの適合性を確認済みの企業
参加資格	 中小企業(スタートアップ企業(※)含む)・中堅企業、大企業等 (※)スタートアップ企業:創業10年程度以下であること、未上場であること、革新的な事業活動を行っていること 提案法人は、次の財務要件に該当しないこと: ①当期純利益が過去3期連続マイナス、②直近の貸借対照表で債務超過、③年商の3年平均が3,000万円を下回る(※)スタートアップ企業に該当する場合は、①及び③の要件は免除 提案製品/サービスについて、国内外での販売実績があること ※スタートアップ企業に対する販売実績に関する要件緩和はなし。
対象分野·国	全分野・原則としてJICA在外事務所などの所在国
調査期間	1~3年程度
調査経費・ 負担経費	外部人材人件費、旅費、現地活動費、機材(損料)費・機材輸送費、本邦受入活動費(現地民間含む) 【中小・中堅企業】上限1億円(大規模/高度な製品等を実証する場合は1.5億円、インフラ整備技術推進案件及び地域産業集積海外展開推進案件は2億円) 【大企業】上限5,000万円
その他	地域金融機関連携案件:外部人材人件費及び旅費を上限金額の枠外として計上可能

本事業にご参画いただくメリット





JICAが開発途上国と築いてきた信頼の下で調査を実施いただけます。

- 民間企業のみでは困難な現地 パートナーにアクセスしやすく なります
- JICAが信頼関係を築いてきた途上国政府・自治体・業界団体等の パートナーの紹介が可能です



開発途上国でのビジネスに造詣の 深いコンサルタントから質の高い助言を 得られます。

- 開発途上国におけるビジネス化に 向けた的確なアドバイザリを受けら れます
- JICAとコンサルタントの支援によって 、ビジネスを通じた開発途上国の課 題解決の筋書き(ロジックモデル)を 策定することができます

(((***))) 企業認知度の向上

JICAと成果を発信することで国内外の認知度が向上します。

- 調査の結果、実現されたビジネス展開と開発インパクト創出の国内外への発信をお手伝いします。
- 国内外のパートナー拡大や企業認知度向上が期待されます

参考資料 対象国・対象分野・募集スケジュール



■対象国

原則として、JICA の在外拠点(在外事務所及び支所) が設置されているODA 対象国

■対象分野 特段の制約無し

■募集スケジュール(予定)

事前コンサルテーション 実施期間(※1)

詳しくは 「JICA民間連携事業部」の ホームページを ご確認ください。

民間連携事業部

















2022年8月1日 プレ公示

2022年9月15日 2022年9月30日正午 2022年10月31 正午 本公示

事前登録締切

応募締切

2023年2月下旬 審查結果通知

2023年3月中旬~ 事業開始(※2)

- (※1) 本公示開始前までに、応募内容についてお近くのJICA国内機関にご相談いただくことを強く推奨します。
- (※2)普及・実証・ビジネス化事業については、プレ公示から審査結果通知までのスケジュールは上記の通りです。他方、事業開始は、契約に必 要な準備(場合によりミニッツ締結を含む)や契約交渉を経てJICAとの契約締結後となりますので、案件毎に時期が異なります。

各種情報



①制度説明会 動画 (YouTube)

JICA民間連携事業部のホームページで応募説明会の動画を公開しています。



各種情報



その他支援メニュー

JICA海外協力隊 (民間連携)

世界で活躍する社員を育てたい

https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/cooperation/index.html

PARTNER(国際協力キャリア総合情報サイト)

世界で活躍できる人材を自社で採用したい

https://partner.jica.go.jp/PartnerHome

お問い合せ先



中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する問い合わせ

独立行政法人国際協力機構 中国センター(JICA中国)総務課

広島県東広島市鏡山3-3-1

Tel:082-421-6300 E-mail:cictad@jica.go.jp

JICA中国

https://www.jica.go.jp/chugoku/



JICA 民間連携事業

https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html





ご清聴ありがとうございました。